

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2024年6月3日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第2条 (口座開設基準)	第2条 (口座開設基準)
(省 略)	(現行どおり)
《個人のお客様》	《個人のお客様》
(省 略)	(現行どおり)
(新 設)	<p><u>(14) 外国政府等において重要な公的地位にある方 (犯収法施行令第12条第3項および犯収法施行規則第15条に掲げる者 (外国の元首、外国の政府等において重要な地位を占める者、過去にその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人)) (「以下「外国PEPs」といいます。)に該当しないこと。</u></p>
《法人のお客様》	《法人のお客様》
(省 略)	(現行どおり)
(新 設)	<p><u>(11) 法人代表者、実質的支配者およびその他の法人関係者が外国PEPsに該当しないこと。</u></p>
(省 略)	(現行どおり)
第24条 (外国政府等の重要な公人に係る条項)	第24条 (外国PEPsに該当する場合の取扱い)
<p>お客様は、<u>外国政府等の重要な公人 (Politically Exposed Persons) 等に該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届出るものとします。</u></p>	<p>お客様は、<u>外国PEPsに該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届出るものとします。</u></p>
<p>2. <u>お客様は、前項について当社に届出た事項に変更があった場合、遅滞なく当社に対して、届出を行うものとします。</u></p>	<p>2. <u>当社は、前項の届出を受領した後、口座を解約するものとします。解約の手続きについては、第26条第3項および第5項に基づいて行うものとします。</u></p>
(省 略)	(現行どおり)
第26条 (解約)	第26条 (解約)
(省 略)	(現行どおり)
<p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合、第23条第2項の規定に該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることによ</p>	<p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合、第23条第2項または第24条第1項の規定に該当した場合には、当社からお客様に解約の通知</p>

現 行	改正後
<p>り、ただちに本口座を解約することができるものとします。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2024年5月24日作成 2024年5月27日交付</p>	<p>をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとします。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2024年5月29日作成 2024年6月3日交付</p>